

理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領

第1 目的

この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所において業を行う場合（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所において業を行う場合（以下「出張美容」という。）に関し、島根県内（松江市を除く。）での取扱いについて必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 出張理容又は出張美容の範囲

島根県内（松江市を除く。）で出張理容又は出張美容を行うことができる場合は次のとおりであること。

- 1 疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して業を行う場合
- 2 理容所又は美容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う場合
- 3 社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合
- 4 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に業を行う場合
- 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している者に対して業を行う場合
- 6 その他知事が特別の理由があると認めた場合

第3 出張理容又は出張美容の業務開始の届出

- 1 島根県内（松江市を除く。）において、第2の1から3までに掲げる出張理容又は出張美容を行う場合には、別表に掲げる区分に応じ、あらかじめ「出張理容・出張美容開始届」（様式第1-1号又は様式第1-2号）を届け出ること。

なお、松江市において、出張理容又は出張美容を行おうとする者は、松江市に届け出る必要があること。

- 2 前項の届出を行おうとする者が県内（松江市を含む。）の理容所又は美容所に従事していない場合は、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
 - (2) 理容師免許証（写し）又は美容師免許証（写し）

第4 出張理容又は出張美容の変更・廃止届出

第3の規定による届出を行った者は、届出事項に変更を生じたとき、又はその業務を廃止したときは、別表に掲げる区分に応じ、速やかに「出張理容・出張美容変更（廃止）届」（様式第2号）を届け出ること。

第5 出張理容又は出張美容の実績報告

第2の1から3までに掲げる出張理容又は出張美容を行った場合には、別表に掲げる区分に応じ、毎年の実績について翌年の1月31日までに「出張理容・出張美容実績報告書」（様式第3号）を提出すること。

第6 関係保健所との連携

- 1 様式第1号から様式第3号までの届出等を受理した保健所長は、「出張業務の場所」欄に他の保健所長が所管する区域が含まれている場合には、その区域を所管する他の保健所長にその写しを送付する等の連携を図るものとする。
- 2 様式1-2号の届出を受理した保健所長は、「備考欄」に記入された理容所又は美容所の所在地が他の保健所長の所管する区域である場合には、その区域を所管する他の保健所長にその理容所又は理容所の従業者としての届出の有無を確認すること。

第7 出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置

出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置は、別紙「出張理容・出張美容に関する衛生管理基準」のとおりであること。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に出張理容又は出張美容を行っている者については、別表に掲げる区分に応じ、60日以内に「理容師美容師出張業務開始届」（様式1-1号又は様式第1-2号）を届け出るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に松江市において出張理容又は出張美容を行う旨を届け出ている者は、松江市に届け出たものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月8日から施行し、令和2年12月15日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年3月26日から施行する。

別表

区分	内 容	届出者 提出者	届出先 ・ 提出先
1	県内（松江市を含む。）の理容所 又は美容所に所属する理容師又 は美容師が当該理容所又は美容 所の業務として行う出張理容又 は出張美容	当該理容 所又は美 容所の開 設者	当該理容所又は美容所の所在地を管轄する 保健所長（ただし、松江市の理容所又は美 容所の開設者にあつては、松江保健所長に 提出する。）
2	区分 1 以外の出張理容又は出張 美容	出張理容 又は出張 美容を行 う理容師 又は美容 師	出張業務を行う場所を所管する保健所長 （ただし、出張業務を行う場所が複数箇所 あり、複数の保健所長に提出が必要な場合 にあつては、1 通の届書にすべての内容を 記載したうえで、いずれか 1 箇所の保健所 長に提出することで差し支えない。）

出張理容・出張美容に関する衛生管理基準

第1 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容又は出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第2 携行品等

出張理容又は出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具又は美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具又は美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第3 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

第4 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業者は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。

- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取替え又は洗浄をし、常に清潔にすること。
- 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者に施術する場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者に施術したときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（令和4年3月11日健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- 15 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

第6 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが望ましいこと。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

3 免許証等の持参・提示

出張理容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。

保健所長 様

住所 (法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

出張理容・出張美容開始届

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

種 別	理 容 所 ・ 美 容 所	
理容所又は美容所の 名称及び所在地	Tel () -	
出張業務を行う理容師 又は美容師の人数	人	
出張業務の理由	<input type="checkbox"/> 1 疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して業を行う <input type="checkbox"/> 2 理容所又は美容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う <input type="checkbox"/> 3 社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う ※該当する項目の□にレ印を付けること。	
出張業務の場所	1	
	2	
	3	施設の所在地
業務開始(予定)年月日	年 月 日	

※この様式は、別表の区分 1 の場合に使用すること。

※「種別」欄は、いずれかを○印で囲むこと。

※「出張業務の場所」欄は、「出張業務の理由」欄の 1 及び 2 の場合にあつては市町村名、3 にあつては施設の所在地及び施設名を記入すること。

保健所長 様

住所
氏名
電話番号

出張理容・出張美容開始届

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

免許証	種別	理容師・美容師	
	登録番号	第 号	
	登録年月日	年 月 日	
出張業務の理由	<input type="checkbox"/> 1 疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して業を行う		
	<input type="checkbox"/> 2 理容所又は美容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う		
出張業務の場所	<input type="checkbox"/> 3 社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う		
	※該当する項目の□にレ印を付けること。		
	1		
	2		
3	施設の所在地	施設名	
業務開始(予定)年月日	年 月 日		
備考			

※添付書類（県内（松江市を含む。）の理容所又は美容所に従事していない場合に限る）

①結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書

②理容師免許証（写し）又は美容師免許証（写し）

※この様式は、別表の区分2の場合に使用すること。

※県内（松江市を含む。）の理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師が、当該理容所又は美容所の業務として行う以外の出張理容又は出張美容を行う場合もこの様式を使用すること。なお、この場合にあつては、「備考」欄に所属する店舗の所在地及び名称を記入すること。

※「種別」欄は、いずれかを○印で囲むこと。

※「出張業務の場所」欄は、「出張業務の理由」欄の1及び2の場合にあつては市町村名、3にあつては施設の所在地及び施設名を記入すること。

保健所長 様

住所（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

出張理容・出張美容変更（廃止）届

このことについて、下記のとおり変更（廃止）したので、届け出ます。

記

理容所又は美容所の 名称及び所在地	Tel () -	
変更（廃止）の理由		
変 更 内 容		
	変 更 前	
	変 更 後	
変更（廃止）年月日	年 月 日	

※「理容所又は美容所の名称及び所在地」欄は、別表の区分1の場合のみ記入すること。

